

月刊 労運研レポート No. 49

2018年7月10日号

〈巻頭言〉「地区労」運動の中で、団結の重要性を訴えよう……………	松本 耕三	2P
全国的なつながりをさらに強めよう 総括会議を開催……………	事務局	4P
〈第6回討論集会に参加して〉		
会計年度任用職員問題は自治労運動総体の課題……………	細田 博樹	6P
〈全国キャラバンを受け入れて〉		
東北……………	大内 忠雄	7P
長野……………	荒井 宏行	8P
四国……………	河村 洋二	9P
6/20院内集会 最低賃金を本気で引き上げよう……………	河添 誠	10P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

「地区労」運動の中で、団結の重要性をつたえよう

松本 耕三（労運研共同代表）

今年9月22日、23日、福島県いわき市小名浜において全国地区労交流会が開催されます。昨年の10月、「全国地区労交流会運営委員会」から小名浜で全国地区労交流会を開催しないかという呼びかけがありました。さっそく、小名浜地区労に相談したところ、ぜひやろうということになり、実行委員会を作り準備を進めてきました。

全国地区労交流会は、今年で39回目を迎えます。1980年代後半、労働戦線の右寄り再編が進む中で、全国で地区労にたいして「労働問題を扱わないセンターへの移行」「大手産別組合の地区労からの脱退」などがはじまりました。地区労の弱体化させる動きは執拗に続けられました。

多くの地区労は「センター」などの組織名称変更がおこなわれ、活動分野の縮小、職場要求、経済要求の連合への一本化が進みました。総評の県組織は「県センター」「平和労組」として残るものの、地区労の多くは組織が形骸化、もしくは解散せざるを得ませんでした。総評運動の継承のために、地区労を存続したところも孤立を余儀なくされてきました。

このような情勢の中で、1998年に「全国地区労交流会」が宇都宮で開催されました。それまで北関東で続けられていた地区労交流会の仲間が中心となって、首都圏、信越、さらには西日本まで呼びかけて、全国地区労交流会として開催されたのです。北関東の地区労交流会から通算すると第19回目でした。今年、小名浜で開催される全国地区労交流会は全国交流会としては20年目ですが、通算では第39回となります。

全国地区労交流会は、毎年、各地区の実行委員会が特色あるテーマと独自の運営で進めてきました。1999年神戸集会では「地域労働運動の灯を守って」、2002年市原集会では「地域労働運動の新たな発展を目指して」とのスローガンを掲げ、2005年から平和フォーラムが後援をすることになりました。

全国地区労交流会が、地区労運動、地域共闘の再建により、たたかう労働運動の再構築を目指していることは当然ですが、沖縄の反基地闘争との連帯、脱原発・核廃絶のたたかい、貧困格差と非正規労働者とユニオンの取り組み、外国人労働者の組織化など多くの課題を提起してきました。今年度は、脱原発運動を通じた地域共闘の強化をテーマに地区労再建を目指す交流会を取り組みたいと思っています。

福島第一原発事故は、大量の放射能汚染によって、今なお収束作業が進んでいません。安倍自公政権は、原発事故がなかったがごとく被害者補償の打ち切り、避難者に対して強引に被害地域への帰還を強制しようとしています。そして、原発再稼働をすすめ、原発の海外輸出に狂奔しているのです。

1980年代後半からの小名浜地区労に対する「地区労のセンター化」「地区労の解散」の動きに対して、全港湾小名浜支部は地域の中小労働組合の結集を図り、地区労の存続と運動の強化をたたかってきました。一部大手組合の脱退はあったものの、産別を持たない中小労組がほとんど地区労に残り、自治労など連合に加盟している組合や全労連のいくつかの組合も残っており、現在でも1300名が加盟しています。旗開き、メーデーの行事はもちろん中小組合の春闘対策など従来通りの取り組みを進めています。もちろん、運営の中心的な役割は全港湾が担っています。

小名浜地区労は、全国地区労交流会のいわき開催にあたって、二つのことを重視して取り組みをすすめています。第一に、「原発事故を風化させない」というテーマを生かすことです。第二には地区労運動の再建のために、できるだけ多くの参加、幅広い参加を目指しています。

今回の全国地区労交流会開催にあたって、全港湾東北地方本部（東北6県と茨城県に支部がある）は、各県の平和労組、平和センターと連携し、全支部から代表参加することを決定しました。そして、本年2月からは、全港湾東北地本が中心になって各県の平和労組、平和センターに、全国地区労交流会への参加とカンパの要請を行ってきました。

東北各県の平和労組、平和センターの反応は協力的です。しかし、各県とも反戦平和、脱原発の活動がある中で、財政は大変厳しい状況にあります。交流会参加のためには、平和センターの理解とともに、自治労、教組をはじめとした構成単産の協力が不可欠であることを痛感しました。ひきつづき、協力をお願いしていきたいと考えています。

現在の多くの青年活動家に、地区労運動の意義は継承されているのでしょうか。地区労がなぜ大切なのかは、地区労運動を体験した世代しかわからなくなっているような気がします。

そもそも、地区労の元気だった時代は、労働組合が望むことのすべては地区労にありました。地区労は労働運動の地域の百貨店だったのです。

解雇などの相談は地区労でした。組合を作るということも地区労に相談しました。1970年の全港湾小名浜支部の結成は、小名浜地区労の事務局長が、労働相談に行った港湾労働者に全港湾の中央本部役員を紹介したからです。中小企業での労使交渉やストライキ行動も地区労が面倒を見ました。そして、選挙は地区労の中に労働組合の選対本部が置かれ、選挙闘争の指導をしました。もちろん、反戦平和、環境などの課題も地区労が窓口になったのです。

地区労のすばらしさを体験した世代は、引退したか引退間近となっています。地区労のすばらしさを知っている世代が、青年にしっかり伝えていかなければならないのです。その点でも、全国地区労交流会の意義は大きいとおもいます。

今まで、「産別」「企業内」にとどまっていた青年活動家の参加により、世の中を考える労働運動、地域につながる労働組合、若者が体験し、学べる地区労の再建を実現しましょう。ぜひ、第39回全国地区労交流会の小名浜開催を成功させたいです。

第 6 回労働運動研究討論集会の総括会議を開催

全国的なつながりをさらに強めよう

第 6 回労働運動研究討論集会の総括会議を 6 月 23 日に開催しました。

今年 4 月 21 日、22 日に箱根で開催した第 6 回討論集会以降の活動について、労働法制改悪反対全国キャラバン、最低賃金大幅引き上げキャンペーン、非正規メーデー、労契法 20 条裁判最高裁判決などについて報告がありました。全国キャラバンは、ナショナルセンターの枠を超えて、全国的な運動のつながりをつくりましたが、高プロ反対など長時間労働、過労死問題などの課題が中心となり、同一労働同一賃金などの格差・差別問題など働き方改革の全体像への批判が弱くなってしまったこと、中央の調整機能が弱く、地域共闘の形成には不十分なことなどの反省点が指摘されました。

次に各産別・地方報告を受けました。

千葉では、春闘時に行っている 9 回目の県内キャラバンを全国キャラバンと連帯して取り組んだ。14 団体述べ 120 人ほどが参加し、駅頭情宣、労基署交渉、講演集会を行った。

JR では外注化問題に対する各労組の取り組みが弱い。駅員も委託会社の労働者だ。定年退職者の再就職先にエルダーでは、時給が 1000 円、1005 円、1010 円と 5 円刻みで上がってきた。東労組では 32,000 人ほどが脱退したといわれている。

全国一般からは、トヨタが賃上げ額を公表しなかった影響は大きい。賃上げはわずかな額にとどまっている。賃金を全体で引き上げていく闘いが弱く、人事評価に関わる部分の比重が大きくなってきている。賃金闘争の組み方を再検討する必要がある。団結力のある組合は粘り強い交渉を続けている。全国キャラバンは、社会的運動としては取り組めたが、職場討議ができていない。高プロは関係ない、残業しないと生活できないという意識が強い。無期転換について、労働組合のないところでは雇止めが横行しているようだ。労働組合のある所では無期転換しても、無期転換社員の就業規則が作られ、労働条件は今まで通りである。最高裁判決で差別の固定化がはっきりした。にもかかわらず、正社員と同一賃金になると思っている人は多い。未払い賃金について監督署と交渉していると、今までは労働側の資料で認められたが、会社の命令があったのかしつこく聞かれる。手待ち時間や休憩時間をどう見るのかという問題である。

私鉄では、人手不足のため、補助金のつかないバス路線をどんどん切っている。要員は充足されつつあるが、長時間労働は続いている。

自治労は、春闘時から要求を出して交渉しろという方針だが、要求提出は 5 割、交渉は 3 割程度である。新規職員が労働組合に加入せず、組織の減少が続いており、組合財政がひっ迫している。会計年度任用職員導入問題について、総務省は 7 月に各自治体の基本方針を調査するが、ほとんど労使交渉が進んでいない。退職金が下げられている。公務員の定年延長の交渉も進んでいない。

続いて、討論集会の総括と今後の取り組みについて討論しました。

第6回討論集会の参加者は70名、第一分会の「働き方改革」との闘いは35名、第二分会の自治体非常勤労働者の闘いは35名の参加と上手に分科会を設定できた。分科会で参加者から発言を受け、翌日の全体討論に繋いだことは、活発な討論を組織する上でよかった。全体討論で分科会報告を行ったらもっと活発な議論が出来たのではないか。全体討論で全国キャラバンをどう組織化していくのか運動づくりについて議論できたこと、市民運動との連携の重要性を認識できたことは大きな成果だ。などの意見が出された。

今後の取り組みの焦点は、全国キャラバンを担うことによって、実践を通じてつくってきた全国的なつながりをさらに強化発展させるために、労運研として何をすべきかということを中心に討論が進められた。労運研が基調とする「新しい労働運動」とは、非正規労働者の権利の拡大、労働条件の向上を図り、第6回討論集会で掲げたスローガンである「労働者の共闘で、8時間働けば暮らせる社会の実現を」めざす闘いであると定義づけ、非正規労働者、中小企業労働者、公務・公共サービス労働者が一体となって担う労働運動である、同時に市民運動とも連携した運動である、その運動の中心は地域であり、地域労働運動の拠点づくりが急がれるとした。そして、新自由主義による効率化、利益追求とは異なるものであり、低成長時代における「戦争、原発、貧困、差別を許さない」社会づくりの一環であり、賃金（最低賃金を含む）、労働時間（生活時間）、雇用保障、職業教育、労働者性、労使関係、社会保障（医療、賃金、失業、労災、生活保護）などとともに、教育、育児・保育、介護、住宅、税制などの政策視点を持ちながら、労働運動としての要求づくり、運動づくりを展開していくことである。

当面の課題になったのは、最低賃金引き上げ闘争と会計年度任用職員の賃上げ闘争を一緒にたたかうことである。公務員の確定闘争、公契約条例の整備、地域の民間委託先労働者の要求との関連性を以って多角的な闘争を編み上げていくことが求められる。最低賃金は2020年には誰でもどこでも1000円以上を絶対に勝ち取らねばならない。会計年度任用職員の導入は2020年4月である。導入をめぐる労使交渉はあまり進んでいないが、先行的な自治体ではこの秋が山場となる。来年10月には消費税が10%に引き上げられる。今秋、さらに来秋を睨んで闘いの陣形づくりが急がれる。

当面の課題のもう一つは、「働き方改革」法案の施行に伴う職場での闘いである。長時間労働の是正、不合理な格差の是正を職場でどう実現していくのか。使用者が不合理でないという待遇差をどのように打ち破っていくのか。団体交渉における留意点、非正規労働者の労働協約・就業規則を作る場合の留意点とは何か。綿密な検討と闘いの積み重ねが要請される。

来年は、統一地方選挙、新天皇即位、参議院選挙、消費税の引き上げと日程が詰まっています。今後の取り組みを確実なものにするために、この秋に全国キャラバンを継承する地域の共同学習、共同行動をつくり上げ、来春早めに第7回労働運動研究討論集会を開催することにしました。

第7回労働運動研究討論集会は2019年2月2日（土）、3日（日）に箱根で開催し、そのための第一回実行委員会を11月10日（土）に東京で開催することを確認しました。

会計年度任用職員問題は自治労働運動総体の課題

細田 博樹（自治労働徳島県本部）

労働研の討論集會は2度目の参加で、少しずつ参加者や討論の雰囲気になじんできた。

分科会では2020年度から自治体に導入される会計年度任用職員について討論され、今さらながら取り組みや方針確立の遅れを実感した。現在三好市には485人の職員以外に291人のあらゆる職種の労働者がいる。〇〇補助員、〇〇助手、〇〇支援員、〇〇アドバイザーなどその位置づけも多種多様であるが、いわゆる本工労働組合の枠を脱しておらず、組織化はできていない。当局は会計年度任用職員の導入に向けて、総務省の指針どおり現在の任用を働き方や業務内容も含めて抜本的に見直し、任用根拠があいまいな場合は削減するという態度を明らかにしている。

そもそも地方自治法で、本来は正規職員を想定して規定された行政サービスの理念が合理化により根底から覆されている。一般事務補助員（現場では臨時職員と呼ばれる）の働き方も、本来なら職員の育児休業期間などを補完する臨時的任用であるはずなのだが、いつの間にか欠員補充が通例となり、補助員のはずが、職務の起案や諸会議の事務局を任されている例もある。保育職場、現業部門などではほぼ同様の職務内容となることで、正規職員との賃金・権利格差が浮き彫りとなっている。

その一方で、旧来からの慣習にこだわる職場では、「電話、窓口対応は臨時職員にさせない、公用車も運転させない」などの結果、仕事の分量が少ない臨時職員からは「市役所はヒマだ」という認識を持たれることもあり、まさに二極化した実態に陥っている。資本・当局による合理化攻撃が労働者の分断を招いている結果ではあるが、やはり労働組合の対応は大いに不十分だったと自覚すべきであろう。当労組では、すべての非正規職員に対して早急に会計年度任用職員の制度説明を兼ねた学習会を開催し、当局との交渉に向けた組織化に歩を進める。

当局からは、早くも「組合はどのような立場で労使協議を申し込んでくるのか」、「会計年度任用職員に相応の責任や待遇を与えるということは、いいところ取りでは済まされない」など牽制の構えを示している。新制度導入で長年置き去りにしてきた課題に向き合うこととなったが、広範な労働者の組織化と団結の構築は躊躇するものではない。全国的にも非正規の自治体職員を2,300人組織化している先進県本部の兵庫でもその組織率は6%でしかない。正規・非正規とかフルタイムか短時間労働かなどは、本来働く人の希望（家庭環境や生活実態に合わせた選択）でなされるべきで、ましてや不当な格差があってはいけない。

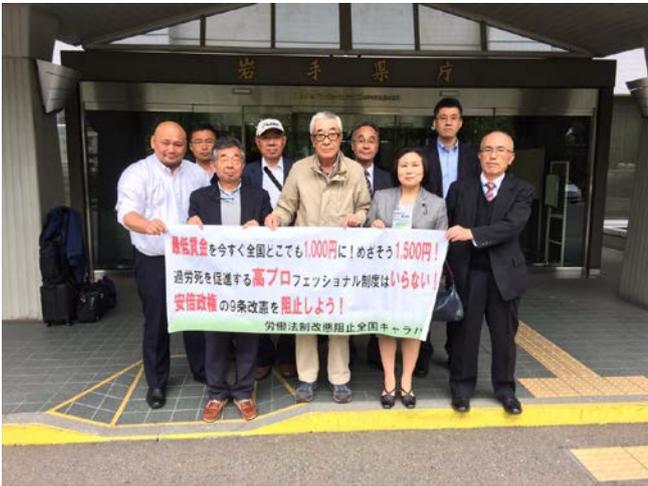
自治体は再任用職員の働き方の課題もあわせ持っており、自治労働組織の総力を挙げての具体的実践が問われている。

8時間働けば生活できる社会を！

労働法制改悪阻止！ 全国キャラバンを受け入れて

<東北>

「働き方改革一括法案」に反対し、「8時間働けば誰でも生活できる社会」の実現のため、潮流を超えて労働組合、労働NGO、市民運動、政党が連帯した「労働法制改悪を阻止するための全国運動実行委員会」全国キャラバン行動が、4月20日に北海道・沖縄から出発し全国を繋ぎ、5月22日の労働弁護団主催の日比谷集会へ合流した。



東北でも、全国での取り組みに呼応し、5月9日の盛岡から5月17日のいわきまで、東北6県を宣伝カーで回り、各県労働局、県商工労働部等への要請。街頭宣伝、チラシ配布。職場集会への参加等を通じ法案の問題性と「働き方改革一括法案を廃案に」を訴えてきた。

各県労働局には、「働き方改革」関連法案を撤回し、労働実態を改めて調査し、労働政策審議会における審議を再開させる事。高プロ制度を導入しないよう本庁へ具申する事。

最低賃金を今すぐ1000円に引き上げを行い、労働者が最低の生活を維持できる為に、1500円へと引き上げる努力をする事。等の要請書を手渡し本庁への対応を確約させて来た。

また、宣伝カーの運行に合わせて各地の全港湾の仲間、コミュニティユニオンの仲間が「働き方改革」反対集会を開催。いくつかの地域では交流会を設定して新たな労働組合同士の交流も深めていった。

安倍政権が、最重要法案とする「働き方改革一括法案」の中でも最悪の、定額働かせ放題、過労死促進法と言われる「高プロ」は、データの間違いが次々に発覚し立法の前提が崩れているにも関わらず、会期を延長してでも強行採決で成立させようとしている。「高プロ」を総力で廃案に追い込もう。

今回の東北キャラバンを通じて。

①「3単産共闘」や「雇用共同アクション」の運動を軸に形成された実行委員会に基づき全国一般全国協と全港湾や、コミュニティユニオンとの共同行動が初めて取り組まれ、今後の地方行政交渉・最賃闘争に引き継げる共闘の糸口ができた事。

②98年の労働法制改悪・全国キャラバン以降、東北6県の各県商工労働部、各県労働局

への行政交渉として東北全労協「東北キャラバン」が継続して取り組まれ、東日本大震災後は復旧復興、福島原発事故に関する要請・交渉等と課題も広げ、対窓口も継承されて来た事や、パートユニオン盛岡の独自の岩手県商工労働部要請など取り組みの蓄積を活用していく為の検討が必要である。

③コミュニティユニオン全国ネット等が地域運動に積極的に取り組み影響力も有る事を改めて認識し、地方での運動についても従来の枠組みに留まらない共闘と「福祉・医療・教育問題」等を始めとする課題、とりわけ介護離職やがん治療離職等の社会問題化している労働問題にも踏み込んだ実践が、行政対応も含め求められていると痛感した。

今回、全国一般全国協加盟組合が、不在の県もあった事から、全労協常幹で東北担当の宮城全労協・大内が、種々の調整と6県行動へ同行をさせて頂きました。

おかげさまで、さまざまな組織の垣根を超えて連帯し成功することができました。ご協力いただいた全てのキャラバン関係者の皆様に感謝いたします。（宮城全労協 大内忠雄）

<長 野>

5月17日、長野県内で労働法制改悪反対のキャラバンが取り組まれた。全国一般全国協や全国コミュニティユニオンの呼びかけに応じて取り組まれたもので、長野市、松本市の主要駅頭での街頭宣伝や長野労働局への申し入れ、松本での交流集会などがそれ。

全国での実行委員会の構成組織に該当する県内組織の長野一般労働組合が呼びかけ、長野県平和・人権・環境労働組合をはじめ、長野および松本の地区労組会議と長野一般が実行委員会を結成。前期の取り組みとなったもの。

当日は、全労協本部の中岡基明事務局長が行動に参加。中岡事務局長は街頭で「高プロは経済界の要請によるもので、大企業を利するだけ。8時間労働で全国どこでも安心して暮らせる社会をつくろう」と訴えた。街頭宣伝にはそれぞれ10数名が参加し、それぞれの立場で法案の成立を阻止しよう訴えた。過労死や長時間労働が大きな社会的問題となっているだけに、通行人が積極的にチラシを受け取る姿が多く見られた。

連合結成以来30年近くが経過したが、長野県では連合に継承できない諸課題を闘うため、県および地区労組織を残し、労働運動分野での課題や地域共闘を積み上げてきた。国労支援での紋別・美幌闘争団支援、私鉄や全自交などといった交通労働者の公共交通確立や私鉄松電労組（現アルピコ交通労組）の私的整理・企業再建闘争、食と水、緑を守る活動、護憲・原水禁などの平和活動で、継続した活動を展開してきた。

2005年からは、県労組会議が次世代の活動家を要請することを主目的として、労働法の基礎を学び交流する場として、21世紀の労働運動研究会を開催してきた。宮里邦雄弁護士をは



じめ労働弁護団、中小単産の幹部などを講師として招聘し、県内持ち回りで地区労組会議と共催して開催している。

松本地区では、2002年にNPOユニオンサポートセンターを設立した。未組織労働者の労働相談や生活相談を主たる事業に松本市の労働相談支援事業の受託を受け、総合的な市民生活相談所として定着してきた。セブンイレブンジャパンのフランチャイズチェーン店での組合結成と、名ばかり管理職未払い賃金訴訟の闘い、信州大学医学部K教授解雇事とカーボンナノチューブの毒性をめぐる労働者の命を守る闘い、日本アクアの長時間労働と残業未払い請求事件など、長野一般を中心に県労組会議などの全面支援を受け、ユニオン運動と地域共闘をつないできた。

高プロなど労働法制が改悪されたいま、長野県内での労働相談活動の態勢構築が待ったなしの状況に置かれている。地区労組会議を中心にこれまで培ってきた地域共闘の経験を、如何に継続していくか、地区労運動は正念場を迎えている。

(長野一般労働組合執行委員長・松本地区労組会議特別幹事 荒井宏行)

<四 国>

労働法制改悪阻止四国キャラバンの報告

- 1、全港湾や全労協、全国一般全国協など労働法制改悪阻止全国運動実行委員会（16団体）主催の「8時間働けば生活できる社会を」労働法制改悪阻止四国キャラバンに取り組みました。5月8日（高松市）→9日（松山市）→10日（高知市）→11日（徳島市）の順で四国一周してきました。4日間の走行距離は740kmでした。
- 2、取り組みにあたり緊急に四国ブロック実行員会の結成を呼びかけました。4月12日、三好市に徳島港湾ユニオンセンター、全労協徳島、愛媛ユニオン、高知ユニオン、香川総ユニオンなど四国各県代表5団体が集まりました。キャラバンを取り組みながら参加を呼びかけていくことになり、最終18団体となりました。
- 3、キャラバンの内容は、①各県労働局への申し入れ、②街宣、チラシ配布、③学習会、④交流会を行いながら「働き方改革法案」の廃止、撤回を求める世論を高め、労働法改悪を阻止することが目的でした。
- 4、労基局への申し入れでは「働き方改革関連法案」は時間外労働、長時間労働を規制するとは名ばかりで、逆に高プロ導入や裁量労働制の拡大、請負業を奨励するなど「過労死」、「長時間労働」「残業代ゼロやただ働き」が増大する悪法であることを厳しく指摘してきました。

基本「申し入れ」というスタンスでしたので問題点をただすということにはなりませんでしたが、1時間近いやり取りになるなど現場の声を伝える機会になりました。今後は2時間くらいでじっくりやれたらと感じました。
- 5、「8時間働けば生活できる社会を作ろう」とのテープ街宣やチラシ配布、街頭演説に取り組みました。立ち止まって聞き入る方、振り返る方、差し入れを持ってくる人など大きな支援を感じるキャラバンになった。
- 6、高知では、キャラバン終了後「労働法改悪阻止ミニ学習会」が組織され、その後交流会で懇親を深める企画がされていました。今後の参考にしたい企画だと思いました。

- 7、キャラバンの諸費用は、実行委員会団体のカンパと、本部の援助でクリアーできました。
- 8、四国キャラバンは、実行委員会傘下労組を拡大すれば春闘、ユニオン運動、労働運動を盛り上げる共同闘争になりそうだと思います。このキャラバンをどう発展させるかが問われるキャラバンとなりました。

(労働法制改悪阻止四国キャラバン実行委員会 河村洋二)

最低賃金大幅引き上げキャンペーン 6/20 院内集会を開催

最低賃金を本気で引き上げよう

河添 誠 (元首都圏青年ユニオン書記長)

6月20日(水)に、最低賃金大幅引き上げキャンペーン2018委員会主催の院内集会「最低賃金をいまずどこでも時給1000円に！ 1日8時間労働で暮らせる最低賃金を！ 時給1500円をめざす院内集会」を開催し、55名が参加した。



最低賃金大幅キャンペーンで院内集会を開催するのは、2016年に開催して以来の2回目である。中央最賃審議会が6月26日に始まるため、その前に最賃大幅引き上げを社会的に訴えるための集会として開催された。また、「働き方改革一括法案」の審議の真ただ中の緊張感のある情勢での開催であった。

今年の最賃キャンペーンでは、従来のスローガン「いまずどこでも時給1000円に！時給1500円をめざして」に「1日8時間労働で暮らせる最賃を」を加えた。残念ながら廃案にできずに成立させてしまったが、「高度プロフェSSIONAL制度」をはじめとして財界は労働者に長時間労働を強いる政策を強化しつつある。賃金が低すぎて長時間労働をせざるをえない労働実態も存在している。長時間労働を是正する運動と最低賃金を引き上げる運動とを結合させる必要があると考えたからである。

労働団体、政党から連帯のあいさつ

下町ユニオンの岡本さんから開会あいさつの後、全労連の橋口事務局長代行、全労協の金沢議長、日本労働弁護団の岡田事務局長からあいさつを頂いた。

初鹿昭博衆院議員(立憲民主党)、大門実紀史参院議員(共産党)、山添拓参院議員(共産党)、福島瑞穂参院議員(社民党)、山本太郎参院議員(自由党)の4党5国会議員からあい

さつを頂いた。野党各党・各国會議員が最賃引き上げ問題を貧困対策としてではなく地域経済の問題としても重視していることがはっきりと示されていた。

日弁連貧困対策本部が地道な調査

メインの講演は、この間、最低賃金の大幅引き上げ実現のためにアメリカ、韓国などの海外調査や青森県、鳥取県などの国内調査も進めている日弁連貧困問題対策本部から舟木浩弁護士に「最低賃金大幅引き上げの意義と課題」というテーマで講演頂いた。

日弁連は、最低賃金の引き上げについての意見書を毎年、出しており、日弁連貧困問題対策本部は調査・研究を継続している。今年7月末にも、韓国調査をおこなう予定とうかがっている。なお、韓国は、16%以上の大幅引き上げをムン・ジェイン政権がおこなって時給7530ウォン（約750円）の最低賃金となっており、日本の17県はすでに韓国に最賃水準が抜かれている。韓国での最賃大幅引き上げをめぐるのは、財界・保守側からの反撃も始まっており、政権側も一部譲歩の動きもあり民主労総などが対抗して大集会を開いて大きな政治的対抗になっている。

不透明な最賃審議会の議論

最賃キャンペーン側からの報告として、山崎武央さん（にいがた青年ユニオン）から「地方最賃審議会を全部お見せします2017」とした報告をしていただいた。これは、全国47都道府県の地方最賃審議会の議事録・議事録要綱を取り寄せ、その議論の仕方や公開の程度を分析したもので、きわめてユニークなものになった。同じ制度で運用されているにもかかわらず、調べてみると、47都道府県で共通するのは、地方審議会が中央審議会の出した目安に引きずられて地方独自の議論が圧倒的に不足しており、審議会が実質的な議論をしていないことが明らかになった。議論の内容は、ほとんど公開されておらず、議事録もまったく十分ではないことがわかった。この報告については、マスメディアからの関心も高く、マスメディア記者の取材が集中した。



黒塗りの議事録を手に説明する山崎さん

各労組からの報告も続いた。わたらせユニオン、下町ユニオン、郵政産業労働者ユニオン、東京東部労組などから報告があった。生協労連からも初めて参加があり北口委員長は、「大幅引き上げにむけて、最賃キャンペーンの動きにも結集して行きたい」と発言があった。潮流を超えた多くの労組が集まっているのが、最賃キャンペーンの特色の一つであるが、今回の院内集会は、そのワクをさらに広げることができた。

最後に、事務局から私が集会のまとめと今後の行動提起をおこった。今後の行動提起としては、院内集会後すぐに東京労働局への要請行動をおこなうことと、最賃審議会へのアピール行動への参加を呼び掛けた。

課題は、どうすれば最賃を上げることができるのか

最賃をめぐる運動全体を振り返ってみると、最賃キャンペーンを開始した4年前には、「現在の最賃から何円上げるか」といったことが議論の中心だった。「いますぐどこでも1000円に。時給1500円をめざして」と最初に訴えた時には、まだ「最賃時給1500円」を主張する労組はほとんどなかった。ところが、現在では、全労連、全労協をはじめ、さらに全国コミュニティユニオンネットワークが中心におこなった全国キャンペーンでも「最賃時給1500円」を訴えることが受け入れられている。多くの労組が「最賃時給1500円」を主張するようになってきた。最賃闘争が「生活できる賃金をよこせ」「1日8時間労働で暮らせる賃金を」という労働運動本来の主張と結びつき鋭く主張され始めているということだろう。そして、そのことは広く市民層に届き始めているとともに、政党・国会議員にも届いているということである。

今回の院内集会では、そのことが確認できたとともに、地方最賃審議会の実態を個別に調査して比較検討して社会的に告発するということができた。まだ端緒的なものではあるが、十分な手ごたえを感じている。

日本の最低賃金については、水準が低いばかりでなく、ランク制によって地域間格差が拡大していること、決定過程の審議の内容が明らかにされず、低賃金で働いている労働者の声が反映されないことなどの問題点が明確になってきた。最賃を上げろというだけでなく、どうすれば最賃を上げることができるのか。形式的に審議会を重ねても最賃は上がらない。本気で最賃を引き上げる運動をつくること、それを労働運動の中心にすえてたたかうことが問われている。その手ごたえを感じることであった院内集会であった。

<編集後記>

「労運研レポート」No49をお届けします。「労運研レポート」も発行から4年。そして今号から5年目に入るわけです。

今春の全国キャラバンは、孤立して闘っている各地域の闘いを全国的につなぐ成果を上げました。しかし、まだまだ、つながりは不十分です。「働き方改革」反対という闘いがあったから、つながることができたのです。つながりをさらに強化するためには、「働き方改革」に対する職場での闘いを報告していただき、それを全国で共有すること、さらに全国的な共通の闘争課題を軸に共闘を広げていくことです。来年の統一地方選挙、参議院選挙では、市民運動とも共有できる労働者の要求を職場からつくっていく必要があります。

米朝会談が行われ、朝鮮戦争の終結、朝鮮半島の非核化に向けて世界は動き始めました。朝鮮戦争を始めるにあたってアメリカから押し付けられた、警察予備隊（自衛隊）、総評など「冷戦の遺物」の今日的役割を再検討するときに来ています。それは、冷戦的発想ではなく、冷戦崩壊社会における新たな平和構築戦略でしょう。

世界が大きく変わろうとしている中で、企業内労働運動に閉じこもるのではなく、過労死もない、パワハラ・セクハラもない職場をつくるために、職場の要求をしっかりとまとめ上げ、そして「8時間働けば暮らせる社会」めざして、労働者が手を取り合って闘いましょう。(I)